

令和 6 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間総処理水量	11,350,641m ³	△773,107m ³	10,577,534m ³
(2) 一日平均処理水量	31,097m ³	△2,118m ³	28,979m ³
(4) 主な建設改良事業			
処理場建設改良	441,336千円	△232,723千円	208,613千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事 業 収 益	1,176,014千円	△65,651千円	1,110,363千円
第 1 項 営 業 収 益	737,791千円	△50,252千円	687,539千円
第 2 項 営 業 外 収 益	438,223千円	△15,399千円	422,824千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用	1,046,788千円	△124,256千円	922,532千円
第 1 項 営 業 費 用	1,019,802千円	△129,465千円	890,337千円
第 2 項 営 業 外 費 用	26,986千円	5,172千円	32,158千円
第 3 項 特 別 損 失	0千円	37千円	37千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額132,044千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,938千円、当年度分損益勘定留保資金87,382千円及び繰越利益剰余金29,724千円」を「不足する額130,721千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,949千円、当年度分損益勘定留保資金66,972千円、繰越利益剰余金55,800千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	439,950千円	△231,400千円	208,550千円
第 1 項 企 業 債	134,200千円	△75,600千円	58,600千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	184,000千円	△79,700千円	104,300千円
第 3 項 負 担 金	121,750千円	△76,100千円	45,650千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	571,994千円	△232,723千円	339,271千円
第 1 項 建 設 改 良 費	441,336千円	△232,723千円	208,613千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 134,200	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和6年度。 ただし、購入その他の 都合により、その全部又は 一部を翌年度に繰延べ借入れ することができる。	年利 5.0% 以内	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等 又は元金均等などの償還の 方法による。ただし、企業財 政の都合により、繰上償還を なし、又は償還年限を短縮し、 若しくは借換えをすることが できる。	千円 58,600	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	134,200				58,600			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	38,352千円	△1,036千円	37,316千円

第7条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、88,613千円」を「補助を受ける金額は88,020千円」に改める。

令和7年2月21日提出

長崎県知事 大石 賢 吾